

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 現状</p> <p>港湾施設の野積場は、港湾貨物の保管施設としての使用、または、貨物保管以外の港湾関連利用を原則として使用許可してきたが、長期間使用されていない野積場も少なくない。</p> <p>そこで、これらの野積場の有効活用を図るため、新たに一定の条件下で目的外使用を認める制度を創設し、これに伴い、目的外使用に係る使用料を徴するため、港湾管理条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表第5 2 その他の港湾施設の使用料の欄外の注に、野積場を目的外で使用する場合の使用料についての規定を追加する。</p>	
施行日	平成27年5月1日
<p>【その他参考事項】</p>	